

vol.47-11 (通算 536号)

2018年2月号

やどかり

2018年2月15日発行
(毎月1回15日発行)1987年12月19日第三種郵便物認可
発行人 公益社団法人やどかりの里
代表者 土橋 敏孝
〒337-0043
さいたま市見沼区中川 562

TEL 048-686-0494

FAX 048-747-7030

定価 50円 (含会費)

寝屋川監禁事件から考える 精神障害のある人に必要な支援とは何か

昨年12月23日、大阪府寝屋川市で、両親が精神疾患のある娘を約15年に渡って2畳間に監禁し、凍死させた事件が報道された。亡くなった柿元愛里さんの発見時の体重は19キログラム。自宅は人目を隠すように壁で囲まれ、さらに隔離部屋は外から施錠され、中の様子は監視カメラを通じてモニターで見えていたという。まさに現代版「座敷牢」である。

一家は地域の人たちとの交流もほとんどなく、行政等への相談もしていなかったようだ。事件から1か月半が経過したが、未だ事件の真相は明らかにされていない。両親は「すべては娘のためだった。監禁は療養目的だった」と供述し、容疑を否認しているという。

日本では1900(明治33)年に施行された「精神病患者監護法」には、治安を目的とした監護義務を家族に負わせ、多くの患者を住宅内の「座敷牢」に収容させるという「私宅監置制度」があった。この制度は、1950(昭和25)年に制定された「精神衛生法」で法律上廃止されたが、精神科病院への隔離・収容政策に引き継がれ、根深い問題として現在に続いている。こうした歴史的背景もあり、精神障害のある人だけではなく家族も差別・偏見にさらされてきた。周囲の人に相談できず、世帯全体が孤立し、家族が抱え込まざるを得ない状況もある。さらに、成人した精神障害のある人た

ちの扶養義務を家族に課しているのである。

一方、国は地域共生社会の実現に向けて、「我が事・丸ごと」を謳い、自助・互助を強調し、本人の努力、家族同士の支え合い、地域での支え合いを推奨し、地域の力を高めることが重要だとしている。2017(平成29)年9月に厚生労働省がまとめた地域力強化検討会の中では、「制度の充実だけで安心した暮らしを築くわけではない」とし、行政機関や福祉関係事業所が地域の中の支え合う土壌を弱めたと指摘した。

この事件からの教訓は、地域の支え合いでは、障害のある人の暮らしを守ることに限界があり、精神科医療の抜本的改革と公的責任による制度の充実こそが求められる。障害福祉サービスは、地域格差も大きく、必要な支援を利用できない人たちもいる。あるいは既存の社会資源では生活を支えられない場合もある。国の責務は、障害のある人たちの暮らしを支える制度を充足させることにこそある。

どんな理由があっても、両親の行為は許されるものではない。しかし、なぜ15年にもわたって、誰にも気づかれず、その女性は監禁され続けたのか、事件の真相を明らかにし、現代版「座敷牢」を死語とするために必要な社会制度の確立が急務である。